

令和5年度 飯能市障害者就労施設等からの物品等の調達方針（案）

令和5年 7月1日策定

1 目的

障害者雇用の推進とともに、障害者が通所する就労施設等の仕事を確保することが重要である。このため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）が施行され、国及び地方公共団体では、物品及び役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めることが求められている。

本方針は、法第9条第1項の規定に基づき、市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るものである。

2 調達する物品等の種類

市が契約により、調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

調達する物品等	
物品の購入	食品、西川材を活用した自主製品など
役務の提供	清掃業務、印刷業務など
その他	イベント等の催事におけるブース提供

3 調達目標

令和5年度の調達目標を次のとおり定める。

調達の目標額 8, 500千円以上

※令和4年度調達実績 7, 726千円

4 対象となる施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 生活介護事業所
- (4) 就労移行支援事業所
- (5) 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (7) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所
- (8) 在宅就業障害者
- (9) 在宅就業支援団体

5 調達方針の推進

競争性及び透明性の確保に留意するとともに、飯能市契約規則（平成12年規則第1号）第20条に定める額以下の場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障害者就労施設等が供給可能な物品等については、飯能市障害福祉課から各機関へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅延なく調達の概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、飯能市障害福祉課とし、趣旨を鑑み、発注協議を取りまとめる関係課と連携し実施する。

8 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎内での物品の販売や、及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進にも努めることとする。